

男女共同参画センターの相談・支援体制の見直しについて

1 報告趣旨

コロナ禍により、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、また、それらを起因とする予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的な困難等、女性をめぐる課題が複雑化・多様化・複合化していることが明らかになった。これらの解決に向けた、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)が、令和6年(2024年)4月に施行されることも踏まえ、支援を必要としながらも相談につながらない女性の早期発見や、関係機関との連携を強化していくことを目的に、男女共同参画センターの相談・支援の体制を見直すため、報告する。

2 報告内容

(1) 相談・支援体制について

ア 男女共同参画センター支援員(以下「支援員」という。)の配置

男女共同参画センターに寄せられる女性からの相談は、相談内容が複雑化・多様化・複合化しており、令和3年度(2021年度)から、はちまるサポート(八王子まるごとサポートセンター)を中心に、複数の機関による支援体制をとっているが、困難女性支援法の趣旨も踏まえ、これまで以上に関係機関と連携した支援が必要となる。そこで、相談を受けることが主な業務であった既存の相談員の役割に、新たに相談に結びつけるための早期発見や、はちまるサポートを中心とした他機関と連携して支援を行っていく役割を付加し、新たな職として支援員を配置する。また、同時に既存の相談員は廃止する。

イ 相談体制の変更

(ア) 電話相談の受付時間

全体的に稼働率が低い電話相談の受付時間を変更し、支援員が相談業務以外に相談につなげるための早期発見や他機関との連携支援を行う。

曜日	変更前	変更後
月～水曜日	午前9時～午後7時	午前10時30分～午後4時
木～土曜日		午前9時～午後4時 (ただし、毎月第2・3金曜日は午前9時～午後6時)
日・祝休日	午前9時～午後5時	廃止 ※留守番電話機能により国や都の電話等の相談窓口（緊急の場合は警察）を案内する。

(イ) 相談事業の名称

市広報等で発信している相談事業の名称をより具体化することで、悩みを持っている人を専門相談員が対応する相談に結びつける。

変更前	変更後	変更理由
女性のための相談	女性のための夫婦関係・離婚に関する相談	具体的に離婚を考えている人だけでなく、離婚について知りたい人や、夫婦関係を修復したい人なども含め、夫婦関係について悩んでいる人を相談に結びつけるため。
女性のための カウンセリング	女性のための生き方・人生に関する相談	自分自身のこれまでの生き方、これからのキャリアに悩みがある人を相談に結びつけるため。
	女性のための対人・家族関係に関する相談	家族や職場、友人など対人関係に悩みがある人を相談に結びつけるため。

(2) 相談受付時間の変更に伴う男女共同参画センターの開館時間の変更

これまで、男女共同参画センターは年末年始及びクリエイイトホール休館日（毎月第1火曜日）以外の午前9時から午後7時（日・祝休日は午後5時）まで開館していたが、利用状況と職員のワーク・ライフ・バランス確保の観点から、電話相談の受付時間変更に伴い、以下のとおり男女共同参画センターの開館時間を変更する。

曜日	変更前	変更後
月～土曜日	午前9時～午後7時	午前9時～午後5時 （ただし、毎月第2・3金曜日は午前9時～午後7時）
日・祝休日	午前9時～午後5時	休館 ※男女共同参画センターの入口に、夜間及び日・祝休日に対応している相談機関の案内を置くとともに、緊急の場合は警察へ連絡するよう掲示を行う。

3 周知方法

- (1) 広報はちおうじ3月1日号（予定）
- (2) 市ホームページ
- (3) 市SNSで発信
- (4) 男女共同参画センターでお知らせを掲示

※(2)～(4)は、令和6年(2024年)3月上旬から行う予定。